附則第四条第十四項中「附則第四十一条第二項」を「附則第五十条第二項」に改め、同条第十五項中「附則第四十二条第三項」を「附則第五十一条第三項」に改める。

附則第五条第三項中「第四十一条第二項及び第四十二条第三項」を「第五十条第二項及び第五十一条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特例受益権に係る発行者の同意に関する公告）

第六条　法附則第四十九条の公告は、電磁的方法のうち、振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法により行うものとする。

2　前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　振替機関が第一項の規定による公告を行うときは、法附則第四十八条第一項の通知に係る特例受益権について、振替機関の備える振替受入簿に記載され、又は記録されている当該特例受益権の全部につき振替口座簿の記載又は記録の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が同項各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置かなければならない。

附　則

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○内閣府令第二号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第六十一条の規定の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第四十一条第一項」を「附則第五十条第一項」に、「附則第四十二条第一項」を「附則第五十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法附則第四十二条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第四十一条に規定する特例受益権の受益債権が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

附　則

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○内閣府令・法務省令第一号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第六十一条の規定の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直**人

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）財務省の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第四十一条第一項」を「附則第五十条第一項」に、「附則第四十二条第一項」を「附則第五十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法附則第四十二条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第四十一条に規定する特例受益権の受益債権が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

附　則

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

告　示

○財務省告示第二十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十二月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年一月二十二日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	四億円	百円五十九銭
〃	〃	二億円	百円六十銭
〃	第十回	十一億円	九十九円三十六銭
〃	〃	十九億円	九十九円三十九銭
〃	第十三回	二十二億円	九十八円十銭
〃	第十四回	二十億円	九十八円十五銭
〃	第十五回	二十億円	九十七円六十五銭
〃	〃	五十六億円	九十七円七十銭
〃	第十八回	四億円	九十七円二十五銭
〃	第二十一回	六億円	九十九円
〃	第二十二回	五億円	九十九円五十五銭
〃	〃	五億円	九十九円六十二銭
〃	第二十四回	五億円	九十九円五十三銭
〃	第二十九回	十億円	九十五円六十銭